

ESTRELA2018年6月号寄稿「その土地、何に使っていますか？— ソクラテス問答法による『法人土地・建物基本調査』—」参考記事

ほうじんとちってなあに？

— 子どもの目線で考える 『法人土地・建物基本調査』 —



「平成30年法人土地・建物基本調査」
パンフレット表紙

道脇 健之 | Michiwaki Kenji

国土交通省 土地・建設産業局
企画課(併)政策統括官付 指導係長

■2005年九州大学法学部卒。同年国土交通省入省。2017年4月より現職。

1. ある日の放課後（調査の概要）

ある日の放課後、何にでも疑問を持つ小学5年生の国土太郎くん（以下、「たろうくん」）は先生に質問しました。

「先生！！質問です！！昨日、お父さんの会社に『ほうじんとち・・・なんとか』っていうものが届いたらしいんだけど、あれってなあに？」

実家の両親から同じ質問を受けていた先生は、『法人土地・建物基本調査』について調べたばかり。先生は、少し自慢げにたろうくんに答えました。

「それはね、国土交通省っていう国の機関、簡単にいうと国の会社が、日本の土地について調べているんだ。」

「ふ～ん。全員に配ってるの？」

「全員には配っていないんだよ。例えば、うちのクラスには30人のお友達がいて、いつも6班に分かれているよね。その6班すべてに『明日の昼休み何をしたいか』を聞いてクラス全員で遊ぶより、今回は1班と2班に聞いて、次は3班と4班に聞くってした方がスムーズだよ。それと同じで、日本にある会社のすべてを調べるのではなく、ルールを決めて選んだ会社だけを調べているんだよ。」

「ふ～ん。だからお父さんが『初めて見た』って言ってたのかあ。でも、交代で選ぶなら、見たことあってもよさそうなのに。」

「確かにそう思うよね。この『法人土地・建物基本調査』っていうのは、たろうくんが生まれる前、具体的には1993年から5年に1回のペースで行われているんだ。計算すると、今回は第6回目になるんだよ。だから、お父さんは初めて見たのかもしれないね。」

面目を保てた先生は、誇らしげに職員室に戻っていきました。

※詳細は『5. 解説』を参照ください。

2. 次の日の昼休み（調査の利活用）

次の日の昼休み、先生が、子供たちのグラウンドで遊ぶ姿を眺めていると、後ろからたろうくんが話しかけてきました。

「先生！！昨日の話をお父さんにしたよ！！そしたら『すごいね！！』って言ってた！！」

ドヤ顔の先生が話し始めるより先に、たろうくんが質問します。

「それでね。お父さんから先生に質問があるんだって。はい、これ。」

たろうくんから受け取った【学校からのお知らせ】の裏には、大人の字で、

【先生。「法人土地・建物基本調査」の概要はわかりました。ありがとうございます。もう1つ教えてください。この調査で何がわかって、何に使われているのですか？】

と書いてありました。

「なるほど。たろうくんは、お父さんに上手に説明できたんだね。わかった。ちょっとまってね。」

先生は、2つの質問があることには触れずに

【学校からのお知らせ】の裏に、

【たろうくんのお父様、お手紙ありがとうございます。詳細は本日、たろうくんに資料をお渡ししますので、そちらをご覧ください。簡単に書きますと、「法人土地・建物基本調査」は日本にある法人に対して行っている調査で、土地の所有と利用の実態が明らかにされています。これらの資料は土地のさまざまな政策のための基礎資料として使用されています。】

と書いてたろうくんに渡しました。

「たろうくん、これをお父さんに渡してくれるかな。それと、放課後、もう1枚プリントをあげるから、それもお父さんに渡してほしいな。」

「ふ～ん。わかりました～。」

※詳細は『5. 解説』を参照ください。

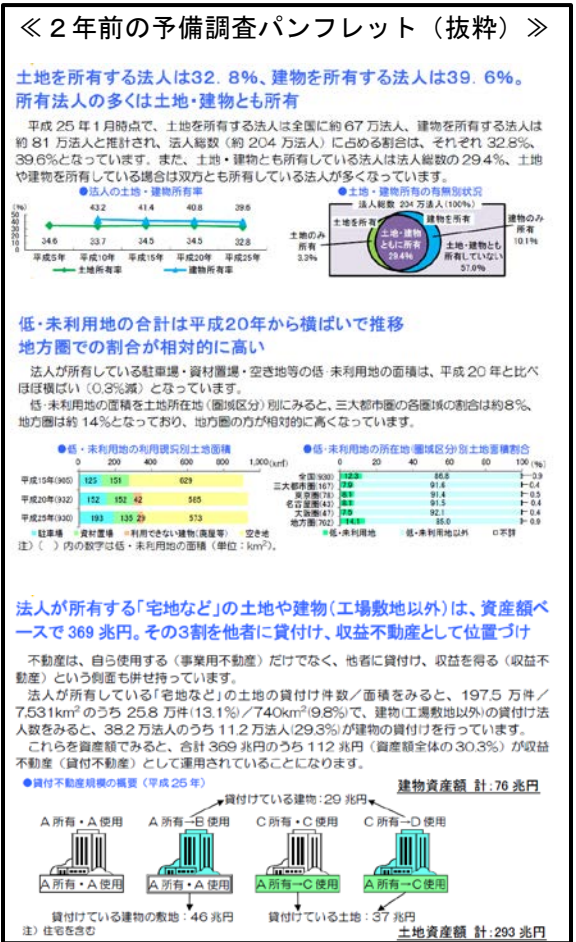
3. その日の放課後（調査の結果）

放課後、先生が職員室で緑茶を飲んでいたら、たろうくんが訪ねてきました。

「先生！！早くお家に帰ってお父さんに話したいんだ！！何をお父さんに持っていけばいいの？」

「これだよ。」

先生は、自分で切り貼りして作った資料を、たろうくんに渡しました。



「・・・先生、これ、何？」

「これは2年前の予備調査のときに配られたパンフレットをまとめたものだよ。」

「予備調査？何？お父さんに渡せばわかってくれるの？」

「うん。大丈夫だよ。お父さんによろしくね。」

※詳細は『5. 解説』を参照ください。

4. 数日後の放課後（記入のしかた）

数日後、授業を終えて帰ろうとしている先生の後ろから、たろうくんの声が響きました。

「先生！！お父さんがありがとうって言ったよ！！」

「そうか。よかった。もう提出したのかな？」

「それが、、先生、これ。」

例のごとく【学校からのお知らせ】の裏に、【先生。調査の結果や利活用、よくわかりました。ありがとうございました。記入も終え、あとは提出するだけです。実は、初めてのことで内容が正しいのか不安です。詳しい先生に見ていただきたいのですが、本日、ご都合つきませんか？】

と書いてありました。

先生は再度、【学校からのお知らせ】の裏に、【たろうくんのお父様、お手紙ありがとうございます。光栄なお話しなのですが、調査票には御社の情報が記載されています。私のような第三者が見てはいけません。それに、調査票に同封されていた『記入のしかた』には丁寧に説明がされており、かつ、問合せ先も載っています。申し訳ございませんが、そちらをご覧ください。記入漏れがないか確認し、提出ください。】

と書いてたろうくんに渡しました。

さいごのさいごで突き放したような感じになってしまい、少し申し訳ない気持ちになった先生は、優しくたろうくんの頭をなでて言いました。

「よくがんばったね。偉いよ。お父さんにもありがとうだけど、たろうくんにはもっとありがとうだね。ありがとう。」

嬉しそうに帰っていくたろうくんを見て、少し誇らしくなる先生でした。

※詳細は『5. 解説』を参照ください。

※この話はフィクションです。

5. 解説

国土交通省では、我が国の法人における土地・建物の所有状況、利用状況及び取得状況等に関する実態を調査し、その現状を全国及び地域別に明らかにすることにより、土地に関する諸施策その他の基礎資料を得るとともに、広く一般の利用に供することを目的として「法人土地・建物基本調査」を行います。

バブル経済を背景とした地価高騰を契機に、土地情報の総合的・系統的な整備を目的として1993年から5年ごとに実施し、今回の調査で第6回目の調査となります。

時代に即した調査となるよう、また、調査対象者の負担を軽減できるよう、常に改善し、調査を実施する2年前に「予備調査」として前回調査からの変更点を正しく回答できるか、負担の軽減は図れているのか、確認しています。

今回の調査では、調査票に関することだけでも次のような改善を行っております。

- 視認性や記入のしやすさに着目した調査票デザインの改善
- 調査票をAとBの2種類からAとBとCの3種類に分割し、各々を該当する調査対象者へのみ配付するように改善
- 同封物の数を減らし、「記入のしかた」についても視認性を向上

なお、総務省が調査する「住宅・土地統計調査」も同年に実施され、本調査結果については、国土交通省で集計・分析し、「法人土地・建物基本調査」結果と併せて『土地基本調査』として公表しています。

『土地基本調査』の更なる精度向上のためにも、お気づきの点等ございましたら、ご連絡ください。

6. 参考

第5回の調査結果について、この場を借りて示させていただくよりも、今回の調査票がどのように改善されたのか、抜粋したものをお示しできればと思います。

なお、第6回の調査結果につきましては、調査終了後、1年以内に速報集計結果として2年以内に確報集計結果として公表致します。

○調査票（一部抜粋）

【第5回（前回）調査票】

この調査票は、国土地建物基本調査の調査票Aです。1区画の土地について、利用の単位となっている1区画の土地ごとに、以下の欄に記入してください。

【参考（詳細は「調査票の記入について」をご覧ください）】

- 「登記簿上、一筆の土地であっても、一体的に利用されている場合は1つの区画として記入してください。登記簿が複数に分かれていても、その先の地番等についても改めて登記をお知らせします。
- ただし、所有している土地の一部を他人に貸し付け、別に利用されている場合は貸し付けられている部分が別々の区画として記入してください。貸し付け先が複数者である場合は、貸し付け先別1つの区画として記入してください。
- 主に工場等の敷地として利用している土地については、用途別として工業建築物が複数存在している場合は1つの区画として一括して記入してください。ただし、道路等に隣接している場合は別々の区画として記入してください。
- 本所・本社・本店が敷地についても必ず「1」に記入してください。

10 所在地
11 土地の所有形態
12 土地の所有面積

【第6回（今回）調査票】

国土交通省
平成25年法人土地・建物基本調査 調査票 A

この調査票は、統計法（平成19年法律第9号）に基づく統計法調査です。報告の義務があります。●報告の義務には万全を期していますので、あつちを転写してご記入ください。●この調査票は、統計法に準拠した、信頼性が高いと認められています。●オンライン調査開始ボタンをクリックしてください。

1 貴法人について
1-1 法人の名称
1-2 法人の本所・本社・本店の所在地

2 組織形態
3 資本金、出資金又は基金の額
4 業種
5 常用雇用者数
6 支所・支社・支店の数

7 支所・支社・支店の数
8 支所・支社・支店がない

10 所在地
11 土地の所有形態
12 土地の所有面積

【第6回（今回）調査票】

国土交通省
平成30年法人土地・建物基本調査 調査票 A

この調査票は、統計法に基づき信頼性確保で報告の義務があります。●報告の義務には万全を期していますので、あつちを転写してご記入ください。●この調査票は、統計法に準拠した、信頼性が高いと認められています。●オンライン調査開始ボタンをクリックしてください。

I 貴法人について
1 法人の名称及び法人番号
2 法人の本所・本社・本店の所在地
3 組織形態
4 資本金、出資金又は基金の額
5 業種
6 常用雇用者数
7 支所・支社・支店の数

10 所在地
11 土地の所有形態
12 土地の所有面積

III-(1) 宅地などについて
●所有する宅地など(農地・林地以外の土地)について、利用の単位となっている1区画の土地ごとに記入してください。●本所・本社・本店の土地についても必ず記入してください。

10 所在地
11 土地の所有形態
12 土地の所有面積
13 土地の貸付の有無
14 土地の取得時期・今後の保有予定

7. 問い合わせ先

「法人土地・建物基本調査」に関する詳細な説明は次のURLを参考にしてください。

○「法人土地・建物基本調査」の説明

URL <http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo tk2 000058.html>

※国土交通省ホームページ

○統計表の掲載

URL <https://www.e-stat.go.jp/>

※政府統計総合窓口

また、問合せは下記にお願いします。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 土地・建設産業局 企画課

TEL:03-5253-8376 FAX:03-5253-1558

ご覧くださり、ありがとうございました。